

奨学生の受付について

(令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害に係る緊急・応急採用)

日本学生支援機構では、**令和元年 8 月 28 日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域**の世帯の学生に対し、**緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）**の受付を行っております。※緊急採用・応急採用共に貸与型の奨学金となります。

災害救助法適用地域及び適用日は**下記**のとおりです。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

該当があり、奨学金の申込みを希望される場合は、以下の係にお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：学生支援係

【適用地域・適用日】

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【佐賀県】 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、 鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、 三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、 東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島 郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	8 月 28 日